

1 目的

飯山市国民健康保険被保険者の健康の保持・増進に向けて、総合的かつ効果的に保健事業を実施するため、以下に定める基本方針等に基づいて事業を実施するものとする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

特定健康診査・特定保健指導を行い、生活習慣病の早期発見と予防に努めることにより、医療費の抑制を図る。

(2) 普及啓発事業・疾病予防事業の推進

被保険者の健康増進、疾病予防、及び医療費の適正化を図るための普及啓発事業を実施する。

(3) 人間ドック費用の助成

人間ドックに係る費用の一部を助成することにより、受診しやすい環境をつくるとともに、疾病の早期発見、健康への意識高揚を図る。

(4) 財政基盤の安定化の確保

国民健康保険税率について分析・検討を行うとともに、税率改定による財源確保に頼るだけでなく、保健事業の推進による医療費の抑制等経営努力に取り組み財政の安定化を図る。

(5) 医療費適正化の推進

レセプトの内容点検など重複・頻回受診者対策も含め、医療費適正化の推進を図る。

(6) 実施体制の整備

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業の実施を図る。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内 容
特定健康診査事業	<p>生活習慣病の予防に着目した特定健康診査事業を効果的・効率的に実施することにより、被保険者の健康の増進を図る。</p> <p>また、未受診者対策として、被保険者の実態を考慮した受診環境の整備を図るとともに、電話等による受診勧奨を行う。</p> <p>(対象者) 40歳から74歳までの被保険者</p> <p>(実施時期) 7月から9月まで</p> <p>(実施方法) 各地区公民館等を会場とした集団健診（市内14会場において延32回予定）</p> <p>(自己負担) なし（平成24年度までは自己負担額1,500円）</p> <p>(案内方法) 健康カレンダー（健診日程）の全戸配布、広報誌・ホームページへの掲載、ケーブルテレビでの啓発番組放映、未受診者への勧奨（電話・ダイレクトメール等）</p>

特定保健指導事業	<p>特定健康診査の結果から動機付け支援及び積極的支援に階層化された被保険者に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>(対象者) 特定健診受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援の該当者</p> <p>(実施時期) 9月から3月まで（初回面接）</p> <p>(実施方法) 動機付け支援：健康づくり事業団に委託 積極的支援：保健センター（市保健師）</p> <p>(自己負担) なし</p> <p>(案内方法) 対象者への利用券個別郵送、広報誌・ホームページへの掲載</p>
普及啓発事業・疾病予防事業	<p>健康に関する正しい知識の普及啓発と健康への意識の高揚を図るための事業を実施する。</p> <p>○ケーブルテレビ番組を通じての啓発事業 健康に関する番組を作成し、ケーブルテレビ（iネット）で放映することにより、健康に対する意識の高揚を図る。</p> <p>(実施時期) 通年</p> <p>○健康教室の開催 保健センター等における健康教室の開催により、健康に対する意識の高揚及び寝たきり予防の推進を図る。</p> <p>(実施時期) 通年</p>
人間ドック費用の助成	<p>(実施時期) 通年</p> <p>(対象者) 35歳以上の国保被保険者</p> <p>(助成額) 日帰り 20,000円 1泊2日 25,000円 節目年齢 30,000円※5歳毎の年齢（35歳・40歳・45歳・・・）</p> <p>(案内方法) 国保だより・広報誌・ホームページへの掲載、節目年齢対象者はダイレクトメール（はがき）を送付</p>
財政基盤の安定化の確保	<p>○特定健康診査事業を始めとした保険事業の推進により医療費の抑制を図る。</p> <p>○適切な国民健康保険税率について分析・検討を行う。</p> <p>○国民健康保険税の収納率を維持するとともに、更なる未納者の解消に向けた方策を検討する。</p>
医療費適正化の推進	<p>○レセプトの内容点検 レセプトの内容点検を行い、疑義のあるレセプトについては再審査の請求を行う。</p> <p>(実施時期) 通年</p> <p>(実施方法) レセプト点検専門の職員を雇用し実施</p> <p>○医療費通知の送付 診療を受けた被保険者に対して、医療機関名や費用額等を記載した通知を送付する。</p> <p>(実施時期) 年間2回</p> <p>○後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の送付</p>

	<p>ジェネリック医薬品の利用を促進するため、調剤を受けた被保険者に対して、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減見込額を記載した通知を送付する。</p> <p>(実施時期) 年間2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三者行為及び不正不当利得の返還請求の実施 ○退職者医療制度への適用の推進
訪問相談の実施	○頻回受信・重複受診の被保険者を抽出し、訪問相談などにより受診の適正化を図る

4 実施体制

(1) 市民環境課 (国保年金係)

- ①総合調整・普及啓発
- ②特定健康診査、特定保健指導
- ③人間ドック費用の助成
- ④医療費適正化の推進

(2) 保健福祉課 (健康増進係)

- ①特定健康診査、特定保健指導
- ②普及啓発・疾病予防
- ③訪問相談

(3) 地域包括支援センター (介護支援係)

- ①普及啓発・疾病予防
- ②高齢者活動支援